

兵庫県公報

平成23年9月2日 金曜日 第2317号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 市営土地改良事業の施行同意（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	3
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（中播磨県民局）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（阪神北県民局）	5
病院局公告	
○ 入札公告（県立西宮病院）	6

告 示

兵庫県告示第946号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成23年9月2日

兵庫県知事 井戸敏三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く）、三木市吉川町、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、川辺郡、美方郡	平成24年3月10日（土）から同月31日（土）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所

兵庫県告示第947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年9月2日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
姫路市	県単独緊急ため池整備事業	牧野小谷池地区	平成23年 8 月 18 日



兵庫県告示第948号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成23年 9 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成20年 5 月から平成23年 3 月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町浅倉・日高町岩中の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市大字日高町浅倉・日高町岩中の一部
- (5) 認証年月日
平成23年 8 月 22 日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成20年 5 月から平成23年 3 月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字日高町久斗の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市大字日高町久斗の一部
- (5) 認証年月日
平成23年 8 月 22 日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成20年12月から平成23年 3 月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字竹野町森本の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
豊岡市大字竹野町森本の一部
- (5) 認証年月日
平成23年 8 月 22 日



兵庫県告示第949号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成23年 9 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市千種町七野字向河原19の5、19の8から19の10まで、19の12、19の39
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向河原19の8・19の12・19の39（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年9月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神崎郡神河町上小田字大畑881の56（次の図に示す部分に限る。）、881の57、字岩山882の89（次の図に示す部分に限る。）、882の131

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第951号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年9月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成23年8月17日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 和田建設株式会社

主たる営業所の所在地 宝塚市安倉中4丁目16番6号

代表者の氏名 和田哲二

許可番号 兵庫県知事許可（般-19）第215069号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

和田建設株式会社は、平成20年2月15日及び平成23年2月28日に合併又は破産手続開始の決定以外の事由

により解散している。

このことは、建設業法第29条第1項第4号に該当する。



兵庫県告示第952号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量及び現況測量）
- 2 作業期間
平成23年8月22日から同年11月21日まで
- 3 作業地域
たつの市揖保川町正條地域



兵庫県告示第953号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年9月2日

河川管理者

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 保管した工作物等
別表のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
姫路市飾磨区中島（姫路港中島埠頭）
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局姫路土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表

保管した工作物等			保管した工作物等が放置されていた場所	除却した年月日時	備考
名称又は種類	形状(長さ×幅) 内色・外色	数量		保管を始めた年月日時	
モーターボート	6.5m×1.3m 白・白	1	姫路市網干区新在家2114番地先（水面上）	平成23年7月28日13時	
				同 日15時	



兵庫県告示第954号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成23年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23丹波位置 0003号	23.8.22	篠山市寺内字宮西ノ坪345番の一部	4.00	24.58

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第1工区）
加東市新定字モウゾウ706番3、707番、709番から717番まで、718番の一部、719番、720番、721番の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
京都市西京区嵐山山ノ下町22番地の17
宗教法 人 念佛宗三寶山無量壽寺 代表役員 菱 村 和 彦
奈良市中御門15番地
北 林 正 樹
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年8月9日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－8－3号（22加東）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町太田字ヨフカ1531番5、1536番12、1536番15
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東出216番地の5
山榮德行株式会社 代表取締役 山 本 陽 典
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年7月26日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－1－2号（23太子）



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年9月2日

阪神北県民局長 森 哲 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモスすずかけ台店
所在地 三田市すずかけ台一丁目13番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
代表者の氏名 宇 野 正 晃
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
代表者の氏名 宇 野 正 晃
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年4月16日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,475平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
52台
 - (2) 駐輪場の収容台数
44台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成23年8月15日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成23年9月2日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成24年1月4日
- (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
〒665-8567 宝塚市旭町2丁目4番15号

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月2日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立西宮病院長 河 田 純 男

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
県立西宮病院救命救急センター等無停電電源装置取替改修工事
- (2) 工事場所
西宮市六湛寺町13-9
- (3) 工事概要

工種 電気工事

無停電電源装置の更新

(4) 施工期間

着工の日から平成24年3月26日（月）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成23年10月上旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県阪神南県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成23年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてBの等級（建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が5点以上であること）に格付されていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を入札参加申込期限日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法の規定による電気工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任の技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事を除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
平成23年9月2日（金）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）
〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9
県立西宮病院総務部経理課
電話（0798）34-5151
- 5 入札参加資格確認資料の交付
- (1) 交付期間
平成23年9月2日（金）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
上記4(2)に同じ。
 - (3) 交付方法
無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。
なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。
- 6 入札参加の手続
- 本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。
- (1) 提出期間
平成23年9月2日（金）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所
上記4(2)に同じ。
 - (3) 提出部数
1部
 - (4) 提出資料等
ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）
イ 設計図書貸与申込書（様式9号）
 - (5) その他
ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
ウ 提出された申込書等は、返却しない。
エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。
- 7 設計図書に対する質問
- (1) 設計図書に対する質問
設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
ア 提出期間
平成23年9月5日（月）から同月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 提出場所
上記4(2)に同じ。
 - (2) 回答書の閲覧
ア 閲覧期間
平成23年9月20日（火）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 閲覧場所
上記4(2)に同じ。
- 8 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時
平成23年9月27日（火）午前11時
- (2) 入札及び開札の場所
西宮市六湛寺町13-9
県立西宮病院 第1研修室
- (3) 入札の方法
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。
- (4) 入札保証金
免除する。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
 - ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
 - カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
 - キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛での委任状を提出すること。
 - ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
 - コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
 - サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
 - (ロ) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
 - シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。
- (6) 無効とする入札
 - ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
 - ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (7) 入札に際しての注意事項
 - ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
 - イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
 - ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
 - エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めるこ

とがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(8) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、県立西宮病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県（県立西宮病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること）。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。

(4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。